

認知症疾患医療センターの指定について

事業目的

都内の全区市町村（島しょ地域を除く）に認知症疾患医療センターを設置し、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、身体合併症と行動・心理症状への対応、専門医療相談等を実施するとともに、地域の保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図ることを目的とする。

センターの種類

類型	指定基準	設置機関	役割
地域連携型 認知症疾患 医療センター	区市町村ごとに1か所 (島しょ地域・地域拠点型 設置地域を除く)	病院 又は 診療所	所在する区市町村における 認知症に係る医療・介護連携の推進役
地域拠点型 認知症疾患 医療センター	二次保健医療圏 ごとに1か所	病院	所在する二次保健医療圏の 認知症に係る医療・介護連携の拠点

センターの機能

【地域連携型】 活動圏域：所在する区市町村

- ◆ 専門医療機関としての役割
 - ・認知症の専門知識を有する相談員（精神保健福祉士等）による医療相談の実施
 - ・認知症の鑑別診断を行い、医療・介護・生活支援等の必要な支援に結びつける
 - ・身体合併症、行動・心理症状の治療について自院又は連携医療機関において対応
- ◆ 地域連携の推進役としての役割
 - ・区市町村とともに、地域の医療・介護関係機関とのネットワークづくりを推進
 - ・区市町村の認知症施策への協力
- ◆ 人材育成機関としての役割
 - ・センターにおける専門的な知識・経験を有する医師、看護師等の育成

【地域拠点型】 活動圏域：所在する二次保健医療圏

- ◆ 所在する区市町村における「地域連携型」としての役割
- ◆ 二次保健医療圏の認知症医療・介護連携の推進役としての役割
 - ・二次保健医療圏の関係機関が集まる認知症疾患医療・介護連携協議会の開催
 - ・身体合併症、行動・心理症状に対応するネットワークづくりの推進
- ◆ 専門医療、地域連携を支える人材育成機関としての役割
 - ・地域の医療従事者等の認知症対応力向上を図るための研修会開催
- ◆ 認知症アウトリーチチームの配置
 - ・認知症支援コーディネーター等からの依頼に応じて、受診困難者等の訪問支援を実施

センターの新規指定

◆ 6 医療機関を「地域連携型認知症疾患医療センター」として新規指定

<指定期間> 平成28年7月1日～平成30年3月31日

医療機関名	所在地	担当地域
学校法人東京女子医科大学附属成人医学センター	渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クロスタワービル20階・21階	渋谷区
医療法人社団 根岸病院	府中市武蔵台2-12-2	府中市
社会福祉法人聖ヨハネ会 桜町病院	小金井市桜町1-2-20	小金井市
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター病院	小平市小川東町4-1-1	小平市
公益財団法人結核予防会 複十字病院	清瀬市松山3-1-24	清瀬市
奥多摩町国民健康保険 奥多摩病院	西多摩郡奥多摩町氷川1111	奥多摩町

◆ 東京都認知症疾患医療センターの設置数（平成28年7月1日現在）

地域連携型	35 医療機関（24病院・11診療所）
地域拠点型	12 医療機関（12病院）

※未指定の6市町村については、年度内に再公募を実施する予定。

地域拠点型・地域連携型認知症疾患医療センターによる地域連携のイメージ

